

健康保険『任意継続被保険者』制度要項

■この制度は、退職後も保険給付・人間ドック・特定健診等の受診費用補助が受けられる制度です。

1. 加入できる方

退職の日まで、継続して2ヶ月間以上、当健康保険組合の被保険者であった方
(この制度に加入している人を、以下「任意継続被保険者」と言います。)

2. 加入できる期間

任意継続被保険者となった日から2年間

※ただし、この期間中でも次のときはその時点で脱退(任意継続被保険者資格の喪失)となります。(脱退の手続きが必要です。)

- ① 再就職等により、新たに健康保険の被保険者となったとき(その日より資格喪失)
- ② 保険料を、納付期限までに納付しなかったとき(その翌日より資格喪失)
- ③ 被保険者が後期高齢者に該当したとき(75歳の誕生日より喪失)
- ④ 被保険者の意思で資格喪失申出書を提出したとき(申出書が受理された翌月1日に喪失)
- ⑤ 被保険者が死亡のとき

3. 保険料について

全額、あなたの負担となります(40歳以上65歳未満の方については、介護保険料を含む)

* 保険料計算の基本は、あなたの退職時の報酬月額と、当健保組合平均報酬月額との比較により、いずれか低い額になります。

4. 保険料の納付方法 : 当健保組合指定口座へ振込(手数料はご本人負担)

* ネット銀行での納付も可能ですがその場合も振込手数料はご本人負担となります。

- ① 単月納付・・・毎月10日までに、当月分を納付
(毎月初めに郵便にて納付書発送。必ず納付書がお手元に届いてから納付をしてください)
- ② 前納・・・半期分(6ヶ月)または1年分を一括納付できる制度で、①の単月納付と比べ多少割引があります。(納付期間は年度毎、4月～翌年3月分となります。)

※前納で納付し年度途中での脱退の場合、脱退翌月以降の保険料は精算し還付します。

5. 加入の手続き

別紙『健康保険任意継続被保険者資格取得申請書』を、ご退職日から20日以内に当健保組合までご提出ください。

6. 脱退について

脱退を希望することになった場合は、まずは**必ず当健保組合へご連絡ください**。
ご連絡をいただいた後、手続きの書類を送付いたします。